

### 償却資産の申告書等は京都地方税機構に提出を

**提出期限は令和5年1月31日(火)まで**

償却資産(事業用資産)とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができ、有形固定資産で、構築物や機械および装置、備品等のことをいいます。

1月1日現在で市内に事業用の資産を所有または市内の事業所に償却資産を貸している個人または法人は、償却資産の申告が必要で、期限間近になると大変複雑します。**令和5年1月中旬までの早期申告にご協力をお願いします。**

◆提出先  
令和3年度申告分から提出先が京都地方税機構に変わり、京都市を除く京都府

◆京都府地方税機構  
業務課償却資産担当(☎414・4503)  
市税務課資産税係(☎983・2480)

### 消費税インボイス制度説明会のご案内

令和5年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の説明会と登録申請相談会が開催されます。

インボイスを発行するためには、税務署への登録申請が必要となるなど、事前の準備が必要です。

参加希望者は、開催日前日の午後5時までに宇治税務署に電話で予約してください。

開催日	番号	時間	内容	定員	場所
12月9日(金)	①	午前10時~11時	◆インボイス制度説明会	各回とも20人 ※参加無料。	宇治税務署別館大会議室(宇治市大久保町井ノ尻60-3) ※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
	②	午後2時~3時			
12月23日(金)	③	午前10時~11時			
	④	午後2時~3時			
1月13日(金)	⑤	午前10時~11時	◆登録申請相談会		
	⑥	午後2時~3時			
1月20日(金)	⑦	午前10時~11時			
	⑧	午後2時~3時			

※②、③、⑥、⑦のインボイス制度説明会は、消費税の仕組みから知りたい人向けの内容です。

宇治税務署法人課税第1部門(☎0774-44-4452)

### 事業主の皆さんへ

## 個人住民税の特別徴収をお願いします

京都府内全市町村と京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています。

個人住民税は、個人市町村民税および府民税を合わせたもので、1月1日現在で従業員等が居住する市町村で徴収されます。

徴収方法のうち、給与支払者(事業主)が所得税の源泉徴収と同様に従業員等に支払う毎月の給与から個人住民税を差し引き、市町村に納入する特別徴収制度があります。

原則、所得税の源泉徴収義務がある事業主は、特別徴収義務者としてパートやアルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収することと法令等で義務付けられています(事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません)。

個人住民税の特別徴収を実施されていない給与支払者(事業主)は、法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

◆特別徴収のメリット  
個人住民税の税額計算は市町村が行います。所得税のように事業主の皆さんが税額の計算や年末調整をする手間がかかりません。

◆従業員の方々は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。

◆年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収(納税義務者が直接納付)より1回あたりの負担額が少なくなります。

◆手続き等  
毎年1月31日までに給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を該当市町村へ提出する際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載してください。

なお、給与支払報告書(総括表・個人別明細書)には、給与支払者の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)、従業員等の個人番号の記載が必要です。記載方法等詳しくは従業員等の住所地の市町村住民税担当課へお問い合わせください。

宇治税務課市民税係(☎983・1113、983・2164)

### 市税等の納付は便利な口座振替のご利用を

市・府民税(第4期分)、国民健康保険料(第7期分)の納期限は12月28日(水)です。納期限までに市税等取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所等取扱金融機関(市外の金融機関には依頼書がない場合あり)や税務課へ提出してください。

また、口座振替をご利用の場合、希望の人は、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には依頼書がない場合あり)や税務課へ提出してください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

納期限までに納付されず滞りとなった場合は、督促状(督促手数料100円を加算)を送付後、京都府地方税機構に徴収権限を移管します。

◆納付済通知書について  
国民健康保険料を口座振替または納付書により納入した人全員に、所得税または市・府民税の申告に利用できる納付済通知書を令和5年1月末に送付します。

宇治税務課納係(☎983-2481)

### 12月のマイナンバーカード出張支援窓口日程表

▶受付時間 午前9時30分~正午  
午後1時30分~4時30分

※イズミヤ八幡店  
①は午前10時30分~午後4時30分  
②は午前10時~午後5時

※長町南集会所と八幡人権・交流センターは午前10時~午後4時。

場所	日程
生涯学習センター	1日・8日・15日・22日の各木曜日
男山公民館	2日・9日・16日・23日の各金曜日
八幡人権・交流センター	3日(土)
橋本公民館	5日・19日の各月曜日
志水公民館	6日(火)
イズミヤ八幡店①	10日(土)・11日(日)(八幡市実施分)
イズミヤ八幡店②	26日(月)・27日(火)(京都府実施分)
美濃山コミュニティセンター	12日(月)
長町南集会所	13日(火)
山柴公民館	20日(火)

市民課マイナンバーフリーダイヤル(☎0120-038-614)

### マイナポイント第2弾

### マイナンバーカードの申請期限は12月末まで

最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイント第2弾は、マイナンバーカードを12月末までに申請した人が対象となります。お早めにご申請ください。

◆マイナンバーカード申請出張窓口開設中  
市民課窓口や市内の公民館などで申請サポート窓口を開設しています。サポートが必要な人は、本人確認書類を持って、お越しください。

※年内の市民課窓口は12月28日(水)午後5時15分まで。

※公民館などで実施している申請出張窓口を利用する場合は、申請日の前日までに市民課へ予約してください。

※左の表のイズミヤ八幡店②の日程を希望する人は、23日(金)までに府マイナンバーカード新規申請サポートへ電話(☎050・1748・5784)またはこちらのQRコードから予約してください。

※マイナンバーカードの申請をされる人が増えており、申請から交付まで約2カ月間を要しております。しばらくお待ちください。

市民課マイナンバーフリーダイヤル(☎0120-038-614)